

# 伴走支援型特別保証制度の 改正について

令和4年2月1日

川崎市信用保証協会

## 1-1. 伴走支援型特別保証制度の改正内容

項目	伴走支援型特別保証制度（略称：伴走特別）		
申込人 資格要件	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。		
	経営安定関連4号	経営安定関連5号	一般保証（普通保険・無担保保険）
	(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること(注1)	(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること(注1) ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	(3) 次のいずれかに該当すること(注1)(注2) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。			
添付書類	要件（1）経営安定関連4号の認定書	要件（2）①：経営安定関連5号の認定書 要件（2）②：経営安定関連5号の認定書 <b>売上高減少要件確認書 (SN5号▲15%未満用)</b>	要件（3）①②： <b>売上高減少要件確認書 (一般保証用)</b>
	経営行動計画書、経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書		
保証限度額	<b>6,000万円</b>		
保証割合	SN4号：全部保証(100%保証)	SN5号：責任共有対象（80%保証）	<b>一般保証（普通保険・無担保保険）</b> ：責任共有対象（80%保証）
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金
貸付形式	証書貸付又は手形貸付		
返済方法	一括又は分割返済		
保証期間	10年以内（据置期間5年以内）但し、一括返済の場合は1年以内		

## 1-2. 伴走支援型特別保証制度の改正内容

項目	伴走支援型特別保証制度（略称：伴走特別）		
申込人 資格要件	経営安定関連4号	経営安定関連5号	一般保証（普通保険・無担保保険）
保証料率	借入金額に対し0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。		一般保証の保証料率・保証料補助は、 下図参照。  ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。 ※条件変更保証料は補助対象外。
保証料補助	0.65%相当の額（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）を国が補助する。 中小企業者は一律0.2%相当額を負担する。 ※条件変更保証料は補助対象外。		
担保	必要に応じて徴求することとする。		
保証人	<p>原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。</p> <p><b>【経営者保証免除対応】</b> 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>		

### 一般保証（普通保険・無担保保険）の保証料率及び保証料補助

通常料率 （経営者保証免除 対応の適用なし）	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	
事業者負担（%）	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	

経営者保証免除対応を 適用する場合	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
保証料補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45	
事業者負担（%）	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	

## 2. 伴走支援型特別保証制度改正内容の新旧比較表

項目	改正前（旧）	改正後（新）																																																																																
申込人 資格要件	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 ・SN4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） ・SN5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） ・危機関連（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）  ※いずれも特別小口保険に係る保証を除く ※危機関連の場合でも、危機関連保証制度要綱を適用しない	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1) SN4号の認定を受けているもの（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） (2) SN5号の認定を受け（売上高等の減少要件以外を除く）、かつ次のいずれかに該当すること。 ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること (3)一般保証であって、かつ次のいずれかに該当すること。 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること ※(1)(2)(3)ともに特別小口保険に係る保証を除く ※一般保証は一般関係の普通保険、無担保保険に限る ※下線部については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と後の売上高の減少率を確認する趣旨のもの																																																																																
保証限度額	4,000万円	<b>6,000万円</b>																																																																																
対象資金	経営の安定に必要な事業資金	(1) SN4号、(2) SN5号は経営の安定に必要な事業資金 <b>(3)一般保証は事業資金</b>																																																																																
信用保証料及び保証料補助	【通常料率】 借入金額に対し0.85% 0.65%相当額を補助（0.2%相当額は事業者負担）  【経営者保証免除対応を適用する場合】 借入金額に対し1.05% 0.85%相当額を補助（0.2%相当額は事業者負担）  ※条件変更保証料は補助対象外。	【通常料率】 (1) SN4号及び(2) SN5号 借入金額に対し0.85% 0.65%相当額を補助（0.2%相当額は事業者負担） <b>(3)一般保証は下表のとおり（いずれも借入金額に対する料率）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率 (%)</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>保証料補助 (%)</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 (%)</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> 【経営者保証免除対応を適用する場合】 (1) SN4号及び(2) SN5号 借入金額に対し1.05% 0.85%相当額を補助（0.2%相当額は事業者負担） <b>(3)一般保証は下表のとおり（いずれも借入金額に対する料率）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率 (%)</td> <td>2.10</td> <td>1.95</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>保証料補助 (%)</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 (%)</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> ※(1) SN4号、(2) SN5号及び(3)一般保証いずれも条件変更保証料は補助対象外。	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	保証料補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	保証料補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45	事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																									
保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																									
保証料補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																																									
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																									
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																									
保証料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																																									
保証料補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																																									
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																									
添付書類	<共通> 認定書 <共通> 経営行動計画書 <適用する場合> 経営者保証免除対応確認書	<(1) SN4号及び(2) SN5号の①②> 認定書 <b>&lt;(2) SN5号の②及び(3)一般保証の①②&gt; 売上高減少要件確認書</b> <共通> 経営行動計画書 <適用する場合> 経営者保証免除対応確認書																																																																																

### 3.売上高減少要件の詳細について

項目	SN4号	SN5号		一般保証
申込人 資格要件	売上高等減少率 20%以上であること	次の①又は②のいずれかに該当すること ①売上高等減少率15%以上であること <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>改正(新設)</b>            ②売上高等減少率15%未満のものにあつては、最近1か月間※1に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算（以下「コロナ前決算」という。）の月平均売上高等※2と比較して15%以上減少していること         </div>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>改正(新設)</b>            次の①又は②のいずれかに該当すること            ①最近1か月間※1の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること            ②最近1か月間※1の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少、かつ、前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等※2と比較して15%以上減少していること         </div>
認定書 減少率	▲20%以上	①▲15%以上	②▲15%未満	—
業歴1年 1ヶ月未満	対象 (創業者等運用緩和様式の 認定書取得が必要)	対象 (創業者等運用 緩和様式の認定 書取得が必要)	対象外	①最近1か月間の売上高が最近1か月間 を含む最近3か月間の月平均売上高と 比較して15%以上減少していれば対象 ②対象外
添付書類	認定書	認定書	・認定書 ・売上高減少 要件確認書	売上高減少要件確認書

※1 売上高減少要件確認書記入日時点から遡ること3か月間（記入日の属する月は含まない）のうちいずれかの月。  
 ※2 原則として、コロナ前決算の月平均売上高とするが、令和2年1月30日以降、最近1か月間に対応する前年同月以前の間において感染症の影響を受けた場合は、例外的に影響を受けた月の前月の売上高としても差し支えない(詳細は6～8頁参照)。

## 4-1. コロナ前決算の月平均売上高等について

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と後の売上高の比較により減少率を確認するため、影響を受ける前の売上高をコロナ前決算の月平均売上高等、影響を受けた後の売上高を最近1か月間に対応する前年同月の売上高とする。
- コロナ前決算の月平均売上高等については、**原則的な取扱いとして**、令和2年1月29日時点から遡ること概ね1年間の平成31年1月期から令和2年1月期（決算日が29日迄）迄に該当する最新の**決算の月平均売上高**とする。
- なお、**例外的な取扱いとして**、令和2年1月30日以降、最近1か月間に対応する前年同月以前の間において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合には、影響を受けた月（影響を受けた月については事業者からのヒアリングで可）の**前月の売上高**としても差し支えない。
- 影響を受けた月が最近1か月間に対応する前年同月の翌月以降となる場合は本例外は適用されない。
- 影響を受けた月が令和2年1月及び令和2年2月の場合、影響を受けた月の前月がコロナ前決算の対象期間と重複するため、本例外は適用されずコロナ前決算の月平均売上高により確認を行うこととする。

### 原則



・平成31年1月期から令和2年1月期（決算日が29日迄）迄に該当する最新の**決算の月平均売上高**

### 例外



・令和2年1月30日以降、最近1か月間に対応する前年同月以前の間で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の**前月の売上高**（但し、影響を受けた月が令和2年1月及び令和2年2月の場合は例外は適用されない）

## 4-2. コロナ前決算の月平均売上高等の具体例

- 原則として、コロナ前決算の月平均売上高を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の売上高とする。
- 例外として、令和2年1月30日以降、最近1か月に対応する前年同月以前の間において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、影響を受けた月の前月の売上高を影響を受ける前の売上高としても差し支えない。

### 【具体例】

・減少要件確認書記入日:令和4年4月、最近1か月間:令和4年3月、決算期:4月、コロナの影響を受けた月:令和2年9月 の場合

### 【最近1か月間と前年同月との比較】

・令和4年3月売上高と令和3年3月売上高との比較で売上高減少率が5%以上（SN5号の場合は認定書の売上高等減少率で15%未満）

### 【最近1か月間に対応する前年同月とコロナ前決算の月平均売上高等との比較】

〈原則〉令和3年3月売上高と平成31年4月期決算月平均売上高との比較で売上高減少率が15%以上

〈例外〉令和3年3月売上高と令和2年8月売上高との比較で売上高減少率が15%以上

最近1か月間
最近1か月間に対応する前年同月
(原則) コロナ前決算の月平均売上高
(例外) コロナの影響を受けた月の前月の売上高

↔ コロナ前決算の対象期間
 ↔ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の対象期間

年月	R 4/1	R 4/2	R 4/3	R 4/4	R 4/5	R 4/6	R 4/7	R 4/8	R 4/9	R 4/10	R 4/11	R 4/12
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

確認書記入日から遡ること3か月間のうちいずれかの月

①最近1か月間売上高  
確認書記入日

年月	R 3/1	R 3/2	R 3/3	R 3/4	R 3/5	R 3/6	R 3/7	R 3/8	R 3/9	R 3/10	R 3/11	R 3/12
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

②前年同月売上高

年月	R 2/1	R 2/2	R 2/3	R 2/4	R 2/5	R 2/6	R 2/7	R 2/8	R 2/9	R 2/10	R 2/11	R 2/12
	30,31日											

例外 ③'影響の前' コロナの  
月売上高 影響月

決算期	H 31/1期	H 31/2期	H 31/3期	H 31/4期	R 1/5期	R 1/6期	R 1/7期	R 1/8期	R 1/9期	R 1/10期	R 1/11期	R 1/12期	R 2/1期

③コロナ前決算月平均売上高  
原則

## 4-3. コロナ前決算の月平均売上等の具体例（原則と例外の対象期間が重複する場合）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月が令和2年1月及び令和2年2月の場合、影響を受けた月の前月がコロナ前決算の対象期間と重複するため、例外は適用されずコロナ前決算の月平均売上等が影響を受ける前の売上高となる。

### 【具体例】

・減少要件確認書記入日:令和4年6月、最近1か月間:令和4年3月、決算期:8月、コロナの影響を受けた月:令和2年2月 場合

### 【最近1か月間と前年同月との比較】

・令和4年3月売上高と令和3年3月売上高との比較で売上高減少率が5%以上（SN5号の場合は認定書の売上高等減少率で15%未満）

### 【最近1か月間に対応する前年同月とコロナ前決算の月平均売上等との比較】

〈原則〉令和3年3月売上高と令和元年8月期決算月平均売上高との比較で売上高減少率が15%以上

※影響を受けた月の前月である令和2年1月はコロナ前決算の対象期間である令和2年1月（1～29日迄）と対象期間が重複することから例外は適用されない。

最近1か月間
最近1か月間に対応する前年同月
(原則) コロナ前決算の月平均売上高
(例外適用不可) コロナの影響を受けた月の前月の売上高

↔ コロナ前決算の対象期間
 ↔ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の対象期間

年月	R 4/1	R 4/2	R 4/3	R 4/4	R 4/5	R 4/6	R 4/7	R 4/8	R 4/9	R 4/10	R 4/11	R 4/12
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

①最近1か月間売上高  
 確認書記入日から遡ること3か月間のうちいずれかの月  
確認書記入日

年月	R 3/1	R 3/2	R 3/3	R 3/4	R 3/5	R 3/6	R 3/7	R 3/8	R 3/9	R 3/10	R 3/11	R 3/12
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

②前年同月売上高

年月	R 2/1 30,31日	R 2/2	R 2/3	R 2/4	R 2/5	R 2/6	R 2/7	R 2/8	R 2/9	R 2/10	R 2/11	R 2/12
----	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

影響の前月売上高  
 コロナの影響月

決算期	H 31/1期	H 31/2期	H 31/3期	H 31/4期	R 1/5期	R 1/6期	R 1/7期	R 1/8期	R 1/9期	R 1/10期	R 1/11期	R 1/12期	R 2/1期 1~29日
-----	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	-----------------

○ ③コロナ前決算月平均売上 原則

✖ 例外 影響の前月売上高

## 5.「売上高減少要件確認書」の制定

- SN5号認定書売上高等減少率15%未満の場合、又は一般保証の場合における売上高減少要件確認のための様式として「**売上高減少要件確認書**」（以下「減少要件確認書」という。）を制定する。
- SN5号と一般保証で売上高減少要件が異なることから、減少要件確認書は「**SN5号売上高等減少率▲15%未満用**」と「**一般保証用**」の2様式とする。
- 減少要件確認書で確認する売上高減少要件、及び減少要件確認書作成にあたり金融機関が確認する売上高等の根拠資料は以下のとおり。
- なお、保証協会は原則として売上高等の根拠資料を徴求する必要はなく、減少要件確認書に記入された数値等で売上高減少要件を確認することとする。

項目	SN5号（売上高等減少率15%未満）	一般保証		
売上高減少要件	認定書の売上高等減少率(a)15%未満、かつ、最近1か月間に対応する前年同月の売上高(c)がコロナ前決算の月平均売上高等(d)と比較して15%以上減少	次の①又は②のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高(b)が前年同月比15%以上減少 ②最近1か月間の売上高(b)が前年同月比5%以上減少、かつ、前年同月の売上高(c)がコロナ前決算の月平均売上高等(d)と比較して15%以上減少		
	(a)認定における売上高等減少率	(b)最近1か月間の売上高	(c)最近1か月間に対応する前年同月の売上高	(d)コロナ前決算の月平均売上高等※2
SN5号 (売上高等減少率15%未満)	認定書	-	試算表、売上台帳等※1	決算書
一般保証	-	試算表、売上台帳等	試算表、売上台帳等	決算書

※1 SN5号の最近1か月間に対応する前年同月の売上高については、認定書ではなく、試算表、売上台帳等での確認が必要。

※2 5頁※2の例外を適用する場合は、決算書ではなく、試算表、売上台帳等での確認が必要。

# 6-1. 売上高減少要件確認書（SN5号売上高等減少率▲15%未満用）

## 売上高減少要件

次の（1）及び（2）のいずれも該当していること

（1）認定における売上高等減少率が15%未満である。

（2）最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

【伴走支援型特別保証制度用（SN5号売上高等減少率▲15%未満用）】 令和4年2月1日制定  
令和 年 月 日

### 売上高減少要件確認書

往 所  
法 人 名  
代 表 者 名  
又 は 氏 名

私は、伴走支援型特別保証制度（以下「本制度」という。）を利用するにあたり、本制度所定の売上高減少要件を満たしていることを宣誓いたします。

【売上高減少要件】  
認定における売上高等減少率が15%未満、かつ最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

次の（1）及び（2）のいずれも該当していることを確認してください。

（1）認定における売上高等減少率  
認定書の売上高等減少率を確認のうえチェックを入れてください。  
 認定における売上高等減少率が15%未満である。※1

（2）最近1か月間に対応する前年同月の売上高とコロナ前決算の月平均売上高等との比較

A：前年同月の売上高※2		B：コロナ前決算の月平均売上高等※3	
売上高	円	年 月 (和暦)	年 月(西)
売上高		売上高	

前年同月の売上高の減少率  $(B - A) / B \times 100$  減少率  %  $\geq$  【数値基準】 15%以上

※1 売上高等減少率が15%以上の場合は本様式の提出は不要です。  
 ※2 「A：前年同月の売上高」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とし、最近1か月間に対応した前年同月の売上高をご記入ください。  
 ※3 「B：コロナ前決算の月平均売上高等」には、原則として、平成31年1月期から令和2年1月（決算日が29日迄）期に該当する最新の決算期の月平均売上高をご記入ください（決算書に基づき正確にご記入ください）。ただし、令和2年1月30日以降、最近1か月間に対応する前年同月以前の間において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、影響を受けた月の前月の売上高としても差し支えありません。

(注) 1. 売上高は決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 3. 金額は円単位で、小数点以下を切り捨ててご記入ください。  
 4. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。  
 5. (和暦)をプルダウン選択してください。

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が本制度所定の売上高減少要件を満たしていることを確認しております。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名  
代表者名

押印不要

認定書に記載の売上高等減少率が15%未満であることを確認しチェックを入れる。

15%以上となっているかを確認する。

押印不要

## 6-2. 売上高減少要件確認書（一般保証用）

### 売上高減少要件

次の（1）又は（2）のいずれかに該当していること

（1）最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少していること。

（2）最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

（1）又は（2）のいずれかに  
チェックを入れる

業歴のいずれかにチェックを入れる。

【伴走支援型特別保証制度用（一般保証用）】 令和4年2月1日制定  
令和 年 月 日

### 売上高減少要件確認書

住 所  
法 人 名  
代 表 者 名  
又 は 氏 名

私は、伴走支援型特別保証制度（以下「本制度」という。）を利用するにあたり、本制度所定の売上高減少要件を満たしていることを宣言いたします。

<売上高減少要件>  
次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

(1) 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少していること。

次のいずれかの業歴にチェックのうえ、必要事項をご記入ください。

業歴1年以上2年未満

A：最近1か月間の売上高※1		B：前年同月の売上高※2	
年 月	令和 年 月	令和 年 月	年 月
売上高	円	円	円

最近1か月間の売上高の減少率  $((B-A) \div B) \times 100$  減少率  %  $\geq$  15%以上 【数値基準】

業歴3ヶ月以上1年未満

A：最近1か月間の売上高※1		C：最近3か月間の月平均売上高※3	
年 月	令和 年 月	令和 年 月	年 月
売上高	円	円	円

最近1か月間の売上高の減少率  $((C-A) \div C) \times 100$  減少率  %  $\geq$  15%以上 【数値基準】

※1「A：最近1か月間の売上高」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高をご記入ください。  
※2「B：前年同月の売上高」には、「A：最近1か月間の売上高」の前年同月の売上高をご記入ください。  
※3「C：最近3か月間の月平均売上高」は、最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高をご記入ください。

(2) 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

A：最近1か月間の売上高※1		B：前年同月の売上高※2		C：コロナ前決算の月平均売上高※3	
年 月	令和 年 月	令和 年 月	年 月	年 月	年 月
売上高	円	円	円	円	円

最近1か月間の売上高の減少率  $((B-A) \div B) \times 100$  減少率  %  $\geq$  5%以上  
前年同月の売上高の減少率  $((C-B) \div C) \times 100$  減少率  %  $\geq$  15%以上

※1及び※2は上記（1）と同様。  
※3「C：コロナ前決算の月平均売上高等」とは、原則として、平成31年1月期から令和2年1月（決算日が29日）期に該当する最新の決算期の月平均売上高をご記入ください（決算書に基づき正確にご記入ください）。ただし、令和2年1月30日以降、最近1か月間に対応する前年同月以前の間に於いて新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、影響を受けた月の前月の売上高としても差し支えありません。

(注) 1. 売上高は、決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確にご記入ください。  
2. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
3. 金額は円単位で、小数点以下を切り捨ててご記入ください。  
4. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。  
5. (和暦) をプルダウン選択してください。

(金融機関使用欄)  
申込金融機関として、申込人が本制度所定の売上高減少要件を満たしていることを確認しております。  
令和 年 月 日  
金融機関本・支店名  
代表者名

押印不要

15%以上となっているかを確認する。

最近1か月間の売上高の減少率が5%以上かつ前年同月の売上高の減少率が15%以上となっているかを確認する。

押印不要

## 7-1. 売上高減少要件確認書の計算例（SN5号売上高等減少率▲15%未満用）

認定における売上高等減少率が15%未満、かつ最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

・減少要件確認書記入日:令和4年2月

最近1か月間※1	R3/11	R3/12	R4/1
最近1か月間の売上高※2	—	—	—
最近1か月間に対応する前年同月	R2/11	R2/12	R3/1
最近1か月間に対応する前年同月の売上高①	11,000千円	<b>9,000千円</b>	10,500千円
コロナ前決算の月平均売上高等②	12,000千円	<b>12,000千円</b>	12,000千円
<b>売上高減少率15%以上 (②-①) / ② × 100</b>	8.3%	<b>25.0%</b>	12.5%
<b>要件充足の判定</b>	×	<b>○</b>	×

※1 減少要件確認書記入日時点から遡ること3か月間（記入日の属する月は含まない）のうちいずれかの月。本計算例の場合、R3/11～R4/1のうちいずれかの月となる。

※2 認定書の売上高等減少率で15%未満の確認を行うため「最近1か月間の売上高」は用いない。

## 7-2. 売上高減少要件確認書の計算例（一般保証用）①

(1) 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少していること

・減少要件確認書記入日:令和4年2月

【業歴1年1ヶ月以上】

最近1か月間※	R3/11	R3/12	R4/1
最近1か月間の売上高①	7,000千円	<b>6,000千円</b>	5,000千円
前年同月	R2/11	R2/12	R3/1
前年同月の売上高②	7,500千円	<b>8,000千円</b>	5,600千円
<b>売上高減少率15%以上 (②-①) / ② × 100</b>	6.6%	<b>25.0%</b>	10.7%
<b>要件充足の判定</b>	×	<b>○</b>	×

※ 減少要件確認書記入日時点から遡ること3か月間（記入日の属する月は含まない）のうちいずれかの月。本計算例の場合、R3/11～R4/1のうちいずれかの月となる。

## 7-3. 売上高減少要件確認書の計算例（一般保証用）②

（1）最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少していること

・減少要件確認書記入日:令和4年2月

【業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満（最近1か月間の売上高が最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高と比較して15%以上減少していること）】

最近1か月間※1	R3/11	R3/12	R4/1
最近1か月間の売上高①	7,000千円	<b>6,000千円</b>	5,500千円
最近1か月間を含む最近3か月間※2	R3/9~ <b>R3/11</b>	R3/10~ <b>R3/12</b>	R3/11~ <b>R4/1</b>
最近1か月間を含む最近3か月間の売上高	R3/9 5,000千円 R3/10 10,000千円 <b>R3/11</b> 7,000千円 売上高合計22,000千円	R3/10 10,000千円 R3/11 7,000千円 <b>R3/12</b> 6,000千円 売上高合計23,000千円	R3/11 7,000千円 R3/12 6,000千円 <b>R4/1</b> 5,500千円 売上高合計18,500千円
最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高②	7,333千円	<b>7,666千円</b>	6,166千円
売上高減少率15%以上 (②-①) / ② × 100	4.5%	<b>21.7%</b>	10.8%
要件充足の判定	×	<b>○</b>	×

※1 減少要件確認書記入日時点から遡ること3か月間（記入日の属する月は含まない）のうちいずれかの月。本計算例の場合、R3/11～R4/1のうちいずれかの月となる。

※2 最近1か月間を起点として遡ること最近3か月間（最近1か月を含む）。

## 7-4. 売上高減少要件確認書の計算例（一般保証用）③

(2) 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

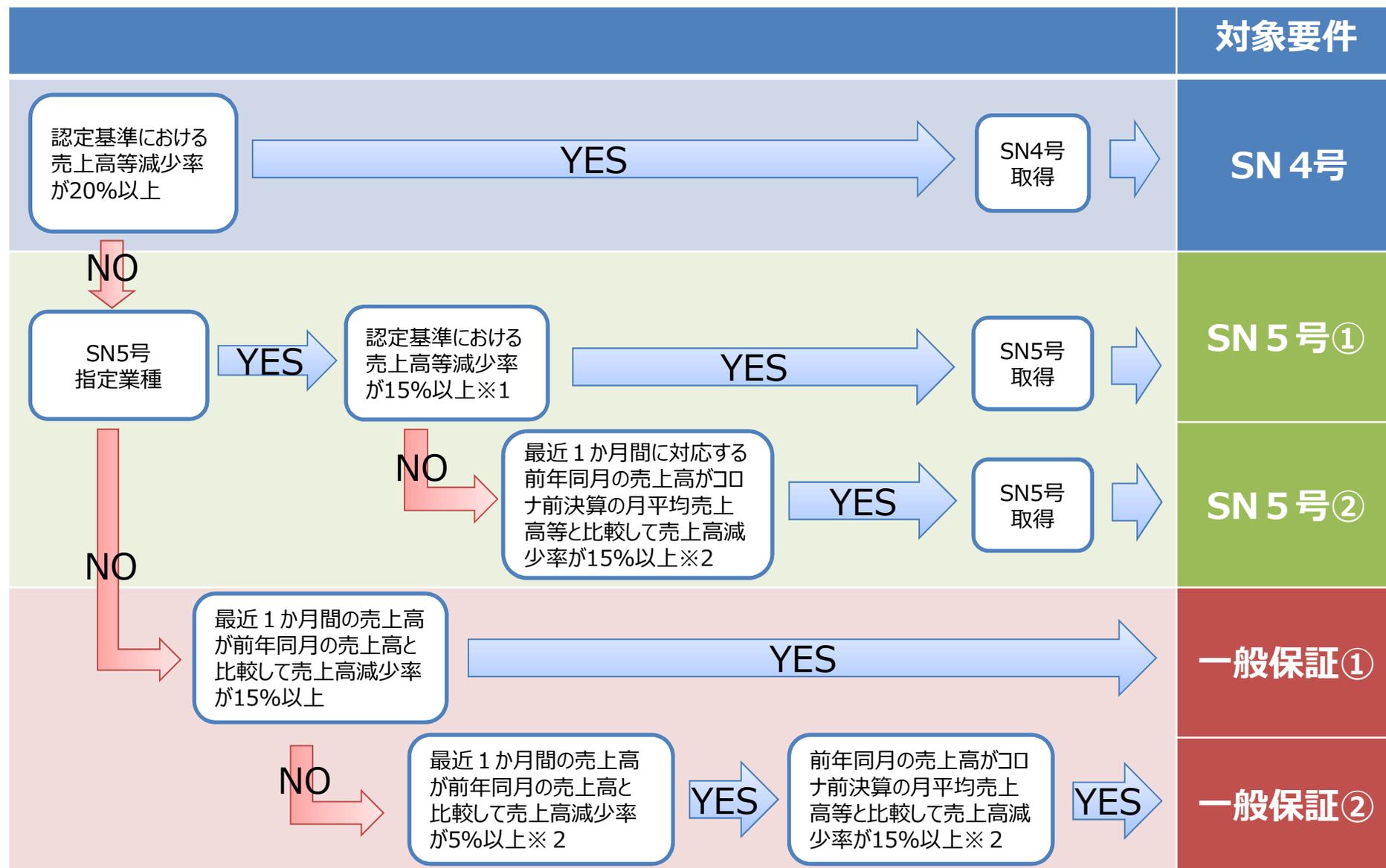
・減少要件確認書記入日:令和4年2月

最近1か月間※	R3/11	R3/12	R4/1
最近1か月間の売上高①	15,000千円	<b>11,000千円</b>	10,000千円
前年同月	R2/11	R2/12	R3/1
前年同月の売上高②	16,000千円	<b>12,000千円</b>	10,200千円
<b>売上高減少率5%以上 (②-①)/②×100</b>	6.2%○	<b>8.3%○</b>	1.9%×
コロナ前決算の月平均売上高等③	18,000千円	<b>18,000千円</b>	18,000千円
<b>売上高減少率15%以上 (③-②)/③×100</b>	11.1%×	<b>33.3%○</b>	43.3%○
<b>要件充足の判定</b>	×	<b>○</b>	×

※ 減少要件確認書記入日時点から遡ること3か月間（記入日の属する月は含まない）のうちいずれかの月。本計算例の場合、R3/11～R4/1のうちいずれかの月となる。

# 參考資料

# 【参考】売上高減少要件確認フロー



※1 SN5号の減少率が15%未満の場合、本フローチャート上では認定基準における売上高減少率5%以上の条件は満たしているものと見なす。

※2 該当しない場合は本制度利用対象外

## 【参考】添付書類

添付書類	SN4号	SN5号①	SN5号②	一般保証①	一般保証②
所定の 申込書類	○	○	○	○	○
認定書	○	○	○	—	—
売上高減少 要件確認書	—	—	○	○	○
経営者保証 免除対応 確認書※	○	○	○	○	○

※経営者保証免除対応を適用する場合